

## 都心部地域における商業者等の交流の場づくり事業実施業務 委託先募集要領

本市の都心部地域における，商業者等の交流の場づくり事業実施業務について公募により実施することとし，業務委託先を募集する。

### 1 事業の趣旨及び業務概要

別紙，都心部地域における商業者等の交流の場づくり事業実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 2 応募資格

応募の資格者は，次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本委託事業は，仕様書を十分に理解し，公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱第5条の規定に基づく競争入札有資格者名簿に登録されている者にあつては，公告の日から応募締切日までの間において，京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 代表者が成年被後見人，被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納してないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

### 3 募集期間

平成27年4月22日（水）から平成27年5月13日（水）午後5時まで

### 4 契約条件

- (1) 契約形態  
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額  
600千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (3) 契約期間  
契約締結日から平成28年3月31日（木）までとする。
- (4) 委託費の支払条件  
精算払いとする。
- (5) その他  
ア 企画提案の内容に基づく見積額は，物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また，提案内容等を勘案して決定するため，

委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

## 5 応募手続等

公募に応募するものは、次に示すところにより、別添様式の都心部地域における事業者等の交流の場づくり事業実施委託プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

### (1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課 担当：小林，梁川

電 話 075-222-3340

FAX 075-222-3331

### (2) 各種必要書類の提出

#### ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（別添様式） 1部

(イ) 企画提案者の概要が分かる資料（会社案内，登記簿謄本等） 1部

(ウ) 業務実施体制表（任意様式） 1部

(エ) 予定スタッフの経歴・従事業務調書（任意様式） 1部

(オ) 企画提案書（任意様式） 5部

企画提案書は「都心部地域における事業者等の交流の場づくり事業実施業務」に係る企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、別紙仕様書を十分理解したうえで、6（2）審査基準を参考に作成するものとする。様式は、A4横書き10枚以内（図表等についてA3を用いることは可能、ただし、A4版に折り畳むものとする）とし、5部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

(カ) 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

見積の細項目は、仕様書5の「委託（予定）業務内容」の各号から抜粋するものとするが、業務全体を通じた管理費等、複数の業務に共通するものについては、適宜再掲等の扱いとすることを妨げない。

企画費等で計上するものについても、単に一式とせず、業界平均単価(自社の料金表等)等により積算根拠を示すこと。

#### イ 提出期限

平成27年5月13日（水）午後5時

#### ウ 提出場所

上記（１）のとおり

エ 提出方法

事前に電話予約のうえ、上記（１）に記載する担当部局・担当者まで、事業内容を説明できる者が直接持参すること。

（３）企画提案書について

以下の事項について企画提案を行うものとする。

ア 仕様書５（１）交流会①「都心部に関わる事業者等が幅広く参加し、交流する場」における、開催スケジュール、参加者及び交流会の内容

イ 仕様書５（１）交流会②「京都でものづくりをしている作り手が、売り手等と交流する場」における開催スケジュール、参加者及び交流会の内容

ウ 仕様書５（１）交流会③「特定のテーマを定め、テーマに沿った参加者が集まり、交流する場」における開催スケジュール、交流会のテーマ、参加者及び交流会の内容

エ 仕様書５（２）「交流会の継続的な参加者の発掘」における想定されるヒアリング先、ヒアリング方法及び取組スケジュール

（４）仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「２ 応募資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限 平成２７年４月２８日（火）午後２時必着  
※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

電子メールまたはＦＡＸで質問内容を送付し、送付した旨を電話で連絡すること。

送付先：電子メール：[shogyo@city.kyoto.jp](mailto:shogyo@city.kyoto.jp)

FAX：０７５－２２２－３３３１

エ 回答

商業振興課ホームページ上に掲載する。（５月１日（金）午後２時掲載予定）

（５）注意事項

ア 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

（ア）提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

（イ）指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（エ）虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

（ア）すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

- (イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) すべての提出書類は、返却しない。

## 6 提案の審査・選定等

### (1) 審査方法

受託候補者の選定は、5月中旬に、本市において、提出書類の審査により行う。

なお、提案の受託希望金額が本業務の上限額を超過した場合、その他提案書の内容が京都市の要求する水準に達していないと認められる場合は、非選定とすることがある。

### (2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

#### ア 事業執行体制について

(ア) 提案内容を遂行する体制は整っているか。

(イ) 同種・類似業務の実績を有しているか。

#### イ 「都心部地域における商業者等の交流の場づくり事業実施業務」について

(ア) 本事業の趣旨を踏まえた事業内容になっているか。

(イ) 交流会のテーマが、課題の解決、参加者の増加、自主的な取組の促進につながるようなテーマになっているか。

(ウ) 都心部地域の活性化につながる魅力的な提案が盛り込まれているか。

(エ) 今後継続的なにぎわいを生み出せる体制づくりができるような事業内容となっているか。

#### ウ 見積経費について

見積経費項目については妥当か。

#### エ 追加提案

本市が仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。

### (3) 決定

本市において上記審査基準に基づく書類選考により、受託候補者を決定する。

### (4) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

### (5) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議の上内容を決定する。

## 7 スケジュール（予定）

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 平成27年4月22日 | 公募開始              |
| 平成27年4月28日 | 仕様書等に対する質問期限 午後2時 |
| 平成27年5月 1日 | 質問に対する回答 午後2時     |
| 平成27年5月13日 | 各種必要書類の提出期限 午後5時  |
| 平成27年5月中旬  | 書類選考による審査         |
| 平成27年5月下旬  | 委託先の決定、契約         |

## 8 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。